

障がい者のお悩みは 私たちにご相談ください

市では、障がいがある方の地域生活を支援するために、身体・知的(発達)・精神の障がいごとに3か所の相談支援事業所を設置し、専門相談員を配置しています。相談は無料です。

相談内容

- ◎障がい福祉制度の情報や活用方法など
- ◎障がい福祉サービスの内容、利用方法、ケアプランの作成など
- ◎障がい福祉サービス提供事業所との連絡や調整
- ◎障がいがある方の就労

ほっとステーション平塚



生活に関するさまざまな相談と、安心して過ごせる居場所を提供しています。平塚駅北口から徒歩7分ほどのマンションを借りてセンターを運営しています。相談室は落ち着いた雰囲気、絵画や花などが飾られた明るい空間です。施設の担当職員は「相談室ではゆとりのお話を伺い、ご本人の希望と一緒に考えていくお手伝いをしていきます」と優しい口調で話します。



「相談室に併設する地域活動支援センター」

〒251-2758

19 読売高野ビル5階 ☎25-2728 FAX

サンシティひらつか



平成14年に、県から障がい児者地域療育等支援事業を受託し、現在は市の相談支援窓口として、主に知的障がい児や知的障がい者の地域生活を支援しています。

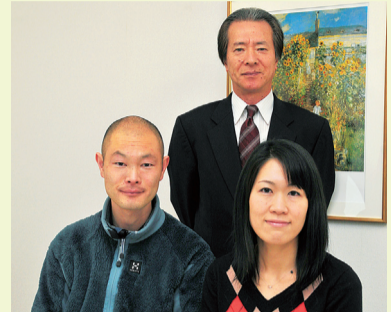
地域活動支援センター事業を併設し、就労者や在宅で生活する方々に日帰り旅行・ボウリング・バーベキューなどの余暇支援や調理実習、生活の質の向上を図っています。



〒251-1633

16 33 藤和平塚コープ1階 ☎37-1622 FAX 37-1633

ソーレ平塚生活支援センター



「福祉に関する制度で分からないことがあったり、生活する上で困ったことがありますしたら、まずはご連絡ください」。

相談の対象となる方は、主に身体障がい者手帳を持っている方です。

①視覚 ②聴覚 ③平衡機能 ④音声・言語・そしゃく機能 ⑤肢体不自由 ⑥心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能に障がいがある方などさまざま



〒251-1414

2 11 35 平山ビル1階 ☎37-1776 FAX 36-1414

相談の内容は、制度や福祉サービスの利用案内から、障がい児の放課後支援、生活・年金関係、人間関係、サービス利用に関する調整など多岐に渡っています。

・対象 身体障がい

・開設日時 月・金曜日、午前9時30分～午後6時30分(土曜日は事前に電話で予約の上お越しください)。

障がいがある方のための さまざまな相談窓口

働きたい方の就労相談

◆地域就労援助センター
公共職業安定所(ハローワーク)と協力して、障がいがある方の就労相談を受けています。

対象の方の適性や希望に沿った仕事を見つけるための相談、面接・実習の同行、就労を続けるための援助などをします。

主に、在宅の知的障がい者で就労を希望する方が対象です。

☎ サンシティひらつか(生活・就労支援センター) ☎37-1622

◆平塚公共職業安定所(ハローワーク)
障がい者を担当する窓口があり、職業相談や職業紹介などをします。

☎ 平塚公共職業安定所 専門援助部門 ☎24-8609(自動音声の指示に従ってください)

「いろいろの悩みはありませんか」

平塚保健福祉事務所では、ケースワーカーや保健師が「いろいろの悩みや病気で困りの方の相談を受けています。電話で予約の上、相談にお越しください。相談日は月・金曜日、午前8時30分～午後5時。

医師による「こころの健康相談やひきこもり家族教室(予約制)、精神保健家族教室もあります。

☎ 平塚保健福祉事務所保健予防課 ☎32-0130

障がい福祉相談員を紹介します

県知事から委嘱を受けた相談員が福祉制度や生活の相談を受け、関係機関と連絡を取りながら相談内容に応じて必要な助言をしています。相談員は障がい者ご本人や、ご家族で障がいがある方です。現在19人の相談員が活動しています。相談は、身

体障がい児者、知的障がい児者としてのご家族が対象です。

☎ 障がい福祉課 ☎21-8774

仲間と一緒に活動しませんか
障がい者団体を紹介します

市内には、肢体・視覚・聴覚・腎臓・精神・知的障がい・自閉症・オストメイトの方たちの団体があります。各団体では講習会や交流会、レクリエーションなどの活動を通して会員相互の情報交換や親睦を図っています。会員も随時募集しています。

☎ 障がい福祉課 ☎21-8774

市の相談窓口は……

①精神保健福祉相談
精神保健福祉士などが精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療の手続き、社会復帰施設の利用、日常生活の悩みなどについて相談を受けています。

相談日は月・金曜日、午前9時30分～午後3時。電話予約の上、直接障がい福祉課へ。

②サービス利用の申請や相談
相談支援事業所と同様に障がい福祉課のケースワーカーも相談を受けています。

ケースワーカーは、地区ごとに担当者が決まっています。相談の連絡をするときは住所と名前をお伝えください。

☎ 障がい福祉課 ☎21-8774

